10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、微生物の働きを利用して家庭から出る汚れた水をきれいにすることから、地域の水環境を守る上でとても大切な設備です。浄化槽には「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」の2種類があります。

単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを処理し、台所や洗濯、お風呂などの生活雑排水を未処理のまま側溝などへ放流しています。このため、多くの汚れた水が川や海へ流れ込むことになります。合併処理浄化槽は、トイレの水だけでなく台所や洗濯、お風呂などの生活雑排水も含めて処理しています。

きれいな水環境を保っていくため、単独処理浄化槽をお使いのご家庭には合併処理浄化槽への切り替えをお願いしています。また、浄化槽が機能を十分に発揮し、微生物が働きやすい環境を保つためには、日ごろから正しい使い方を心がけることが大切です。定期的な保守点検および清掃、指定検査機関による年1回の法定検査を必ず受けましょう。「浄化槽の日」を機会に、浄化槽の役割りや正しい使い方を知り、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

■指定検査機関／一般財団法人 高知県環境検査センター
☎088-860-2400

■問い合わせ／市役所上下水道課 ☎57-8512

改正育児・介護休業法

▼改正育児・介護休業法が令和7年4月1日に一部施行

入園式や入学式のために、子の看護等休暇制度が利用できるようになります！

「子の看護休暇」は、名称が「子の看護等休暇」となり、取得事由に入園（入学）式・卒園式等を追加、子が小学校3年生修了まで利用できるようになります。また、所定外労働の制限（残業免除）については、「3歳に満たない子」から「小学校就学前の子」を養育する労働者に対象が拡大されます。

その他、3歳に満たない子を養育する方が、テレワークを選択できるように措置を講ずることを事業主の努力義務化とし、育児休業取得状況の公表義務が従業員300人超の企業に拡大されます。さらに、介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務となります。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■厚生労働省 ホームページ

■問い合わせ
高知労働局雇用環境・均等室
☎088-885-6041

10月は土地月間です

土地は、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

そのため国土利用計画法では、一定規模以上の土地取引きについては、土地の権利取得者（買主など）が、契約後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を土地の所在する市町村を経由して県に届けることとしています。

■届け出の必要な取り引き

- 売買、交換・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・共有持分の譲渡・地上権・賃借権の設定・譲渡・予約完結権・買戻権などの譲渡・信託受益権の譲渡・地位譲渡

※一団の土地取り引きについても届け出が必要です（一団の土地とは、土地利用上、現に一体の土地を形成しているまたは一体としての利用が可能なひとまとまりの土地で、かつ権利取得者が一連の計画の下に、土地に関する権利の移転または設定を行うその土地が面積要件を満たしているもの）

■取り引きの規模（面積）

- 都市計画区域…5,000㎡以上
- 都市計画区域以外の区域…10,000㎡以上

■必要書類
土地取り引きにかかる契約書、土地の位置が分かる地形図、土地の形状を明らかにした図面（公図）など

■届け出方法
契約者名、契約日、土地の面積、利用目的などを記入した届け出書に必要書類を添えて、住宅政策課へ提出。

■届け出期限 契約締結日を含めて2週間以内

■問い合わせ
市役所住宅政策課

お墓を建てる・改葬する場合は許可が必要です！

お墓を新しく建てる場合や、埋葬されている遺骨等を改めてお墓やお寺に納骨する場合（改葬）には、個人・宗教法人等を問わず事前の協議や許可が必要です（墓地、埋葬等に関する法律第5条・第10条等）。

特に、用地が農用地の場合は、事前に農業委員会で別途手続きが必要です。また、個人や不動産業者・石材店等が墓地として造成し、宅地のように分譲することはできません。

■問い合わせ
市役所環境対策課

10月15日～21日は違反建築防止週間です！

この週間は住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに建築に関する取り組みを行うことにより、建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは着工前に！

都市計画区域内（野市町全域・香我美町および夜須町の一部）で建築物を新築、または10㎡を超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受ける必要があります。

また、都市計画区域外（吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部）でも一定の建物を除き、建築確認申請の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ
市役所住宅政策課

10月11日は「安全安心なまちづくりの日」

地域社会の安全が確保され、安心して暮らせることは、全ての県民共通の願いですが、子どもが被害者となる痛ましい事件や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶ちません。

安全で安心な地域社会を実現するため、犯罪や事故を未然に防ぎ、地域の一人一人が「自分たちの安全は自分たちで守る」「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識を持ちましょう。

▼全国地域安全運動実施
10月11日(金)～10月20日(日)

▼運動の重点目標

- 子供と女性の犯罪被害防止
- 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 自転車盗難および万引き被害防止
- 防犯ボランティア活動の活性化

日常生活（散歩や花の水やり等）の中で行う「ながら見守り」をするなど、一人でも多くの方の地域安全運動への参加、ご協力をよろしくお願いします。

（香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀
☎55-0110）

高齢者交通事故防止キャンペーン実施中！

■実施期間
9月1日(日)～12月31日(火)

例年、秋口から年末にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあります。8月末現在、高齢者の交通死亡事故の特徴は、自動車運転中の事故が最も多く、次いで道路横断歩行中の事故が多くなっています。

高齢者が交通事故の犠牲者とならないように、「高齢者交通事故防止キャンペーン」を実施中です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■歩行者・自転車の皆さんへ
道路横断時は、信号または横断歩道がある所で左右の安全をしっかり確かめて渡りましょう。また、これからの時季は日暮れが早くなってきます。暗い時間帯は、明るい色の服装に反射材を積極的に活用し、自転車は暗くなる前にライトを点灯し、周囲に注意して運転しましょう。

■運転者の皆さんへ
通り慣れた道路での事故が多発しています。全席シートベルトを着用し、通り慣れた道路ほど、しっかり安全を確かめながら、事故を防ぐ運転を心がけましょう。

（南国警察署 香南警察庁舎
高齢者アドバイザー・岡﨑由美☎55-0110）

市のうごき（R6.8.31現在）〔 〕は昨年同月対比

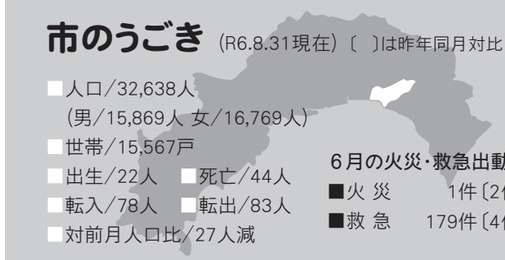

- 人口/32,638人（男/15,869人 女/16,769人）
- 世帯/15,567戸
- 出生/22人　死亡/44人
- 転入/78人　転出/83人
- 対前月人口比/27人減

6月の火災・救急出動件数

- ■火災　1件〔2件減〕
- ■救急　179件〔4件減〕

ゆうなぎ

私が香南市香我美町に住み始めたのは2017年6月からである。

売家を探していると、ラッキーなことに山の中の小さな一軒家を見つけてしまい、自分でも驚くほどあっという間に高知市内から引っ越してきた。我が家は夜になると外が怖いほど真っ暗で、空を見上げれば星が美しく、BGMに聴こえてくる水の音や虫の声に感動した。また、嬉しいことに庭で蛍を見ることができた。時折聞こえてくる野生動物の声にドキドキしながら暮らし始めたことをよく覚えている。

大学卒業後、実家を出て以降は高知市内でアパートやマンションに暮らしていたので、思う存分土いじりできることが本当に楽しくてたまらない。

自然と暮らす

草ぼうぼうだった畑を耕して自分で育てた野菜は最高においしい。ベランダ菜園のプランターで頑張って育てた野菜もおいしかったけれど、やはり大地に根を張り健康に育った野菜は格別においしいのだ。

子どものころから家庭菜園があり、母が育てたたくさんの草花があることが当たり前のなかで育った私は土いじりのない生活に耐えられず十数年でアパート暮らしに限界を感じ、現在の地にたどり着いた。私の人生において、土のない生活はあり得ないのだとよくわかった。

土を育て、種を播き、自然に感謝し、共に生きていきたいと思う。

森のくまさん

※香南市にゆかりのある方に、「コラムを書いてもらうコーナーです